

説明資料

令和 3 年 4 月 5 日
厚生労働省健康局

IHEAT(アイ・ヒート)等による保健所の体制強化

- 保健所の恒常的な人員体制強化に加え、感染拡大時に備え、国において都道府県間の応援派遣体制を構築するとともに、**学会・関係団体等から派遣可能な保健師、医師、看護師等を合計3,500人確保済み。**
- 国から提供されたリストに基づき、**各都道府県でIHEAT(Infected disease Health Emergency Assistance Team)**を設置し、県内の保健所に派遣。感染拡大時に即座に対応できるよう、IHEAT登録者には毎年研修を実施。

➡ **各自治体におかれては、感染拡大に備えた支援協力者の確保と研修の実施をお願いしたい。**

国

国による人材確保

学会、団体、大学、医療機関等から人材確保

国立感染症研究所等での研修の実施

※専門家、マネジメント人材の研修は年1回2～3日間程度、謝金10万円程度＋旅費を支給(公務員の場合は旅費のみ)

※都道府県IHEAT登録者の研修は1人あたり3年に1回4日間程度、(1年に約1,000人ずつ実施)謝金10万円程度＋旅費を支給

派遣・リストの提供

国の研修への参加

都道府県

保健所 恒常的な人員体制強化

専門家、マネジメント人材の確保

IHEAT(都道府県)

県内保健所OB等、潜在保健師等のリスト化(想定規模 全国で約3,500人)

都道府県での研修の実施

※研修は年1回4日間程度、謝金10万円程度＋旅費を支給

派遣

保健所設置市・区

保健所 恒常的な人員体制強化

専門家、マネジメント人材の確保

応援派遣

総務省、全国知事会等の協力を得て
厚生労働省において調整

他の都道府県

【財政措置(R3)】 事業規模 7.2億円 国費3.6億円、地方負担3.6億円(普通交付税措置)

※都道府県のIHEAT管理費用(研修実施費用を含む)、国・都道府県の研修への参加費用(謝金・旅費)

保健所の恒常的な人員体制強化

各自治体におかれては、下記の措置を踏まえ、保健師の積極的な任用による感染症対策の体制の強化を図りたい。

令和3年1月29日「令和3年度地方財政計画の概要」

- 感染症の拡大時に円滑に業務ができるよう、感染症対応業務に従事する保健師の恒常的な人員体制を強化（現行の1.5倍に増員）するために必要な地方財政措置を講ずる

新型コロナウイルス感染症への対応を踏まえ、健康危機管理対応力を強化するほか、関係機関との連絡調整を充実させるとともに、IHEAT登録者等に対する研修・訓練等を実施する体制を平時から強化するため、保健所において感染症対応業務に従事する保健師を2年間で約900名増員（現行の1.5倍に増員）

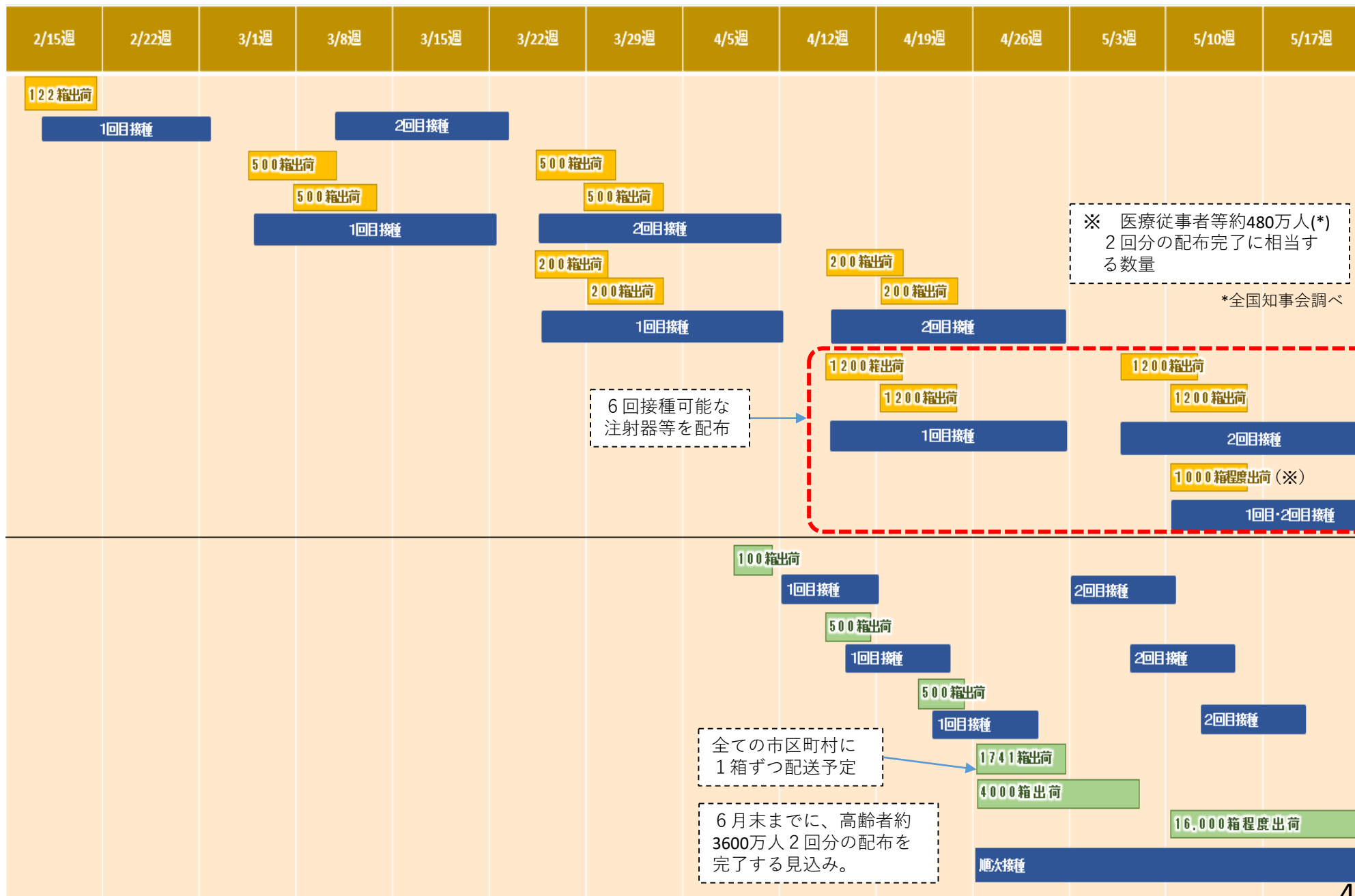
保健所において感染症対応業務に従事する保健師数

(現行) 約 1,800 名 (全国数) → (R3年度) 約 2,250 名 → (R4年度) 約 2,700 名

普通交付税措置：標準団体（人口170万人、保健所数9カ所）の措置人数を現行24名から2年間で36名に増員（1.5倍）

新型コロナウイルスワクチン配送スケジュール

令和3年4月2日時点



基本型接種施設と連携型/サテライト型接種施設の変更等について

基本型接種施設とは

○ ファイザーワクチン用ディープフリーザーが設置されており、ワクチンがファイザー社から冷凍で直接配送され、接種を行う医療機関等の施設

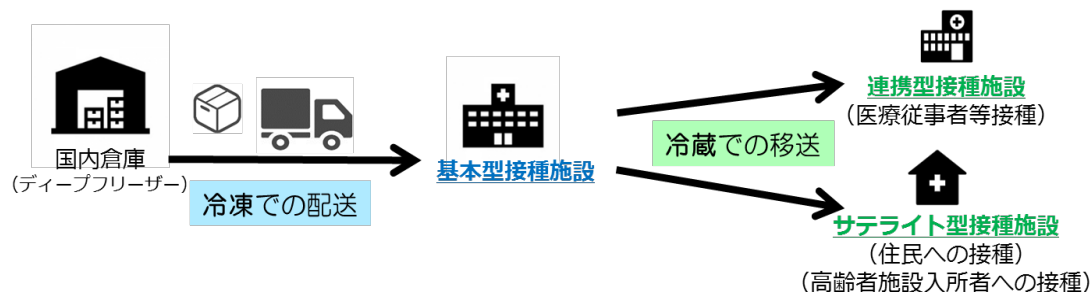
※ファイザーワクチン用ディープフリーザーの配備が完了するまでの間は、ディープフリーザーがなくても、保冷バックでワクチンを保管することで基本型接種施設になれる。

連携型接種施設とは

○ 医療従事者等への接種に当たり、基本型施設から冷蔵でワクチンの移送を受け接種を行う医療機関等の施設。(ファイザーワクチン用ディープフリーザーが設置されていても連携型接種施設になれる。)

サテライト型接種施設とは

○ 住民への接種に当たり、基本型施設から冷蔵でワクチンの移送を受け接種を行う医療機関等の施設。(ファイザーワクチン用ディープフリーザーが設置されていてもサテライト型接種施設になれる。)



<施設類型の変更可否の考え方>

- ① **基本型から連携型/サテライト型へ変更できる場合〔自施設〕**
 - ア) 基本型として登録していた間に、一度もワクチンの配分を受けていない場合
 - イ) 配分されたワクチンの在庫がない場合
- ② **連携型/サテライト型から基本型へ変更できる場合〔自施設〕**
 - ア) 連携型/サテライト型として登録していた間に、一度もワクチンの配分を受けていない場合
 - イ) 配分されたワクチンの在庫がない場合
- ③ **連携型/サテライト型が提携する基本型接種施設の変更〔提携先〕**

既に基本型接種施設から移送されたワクチンを全て使い切り、在庫がない場合は、提携する移送元の基本型接種施設の変更が可能

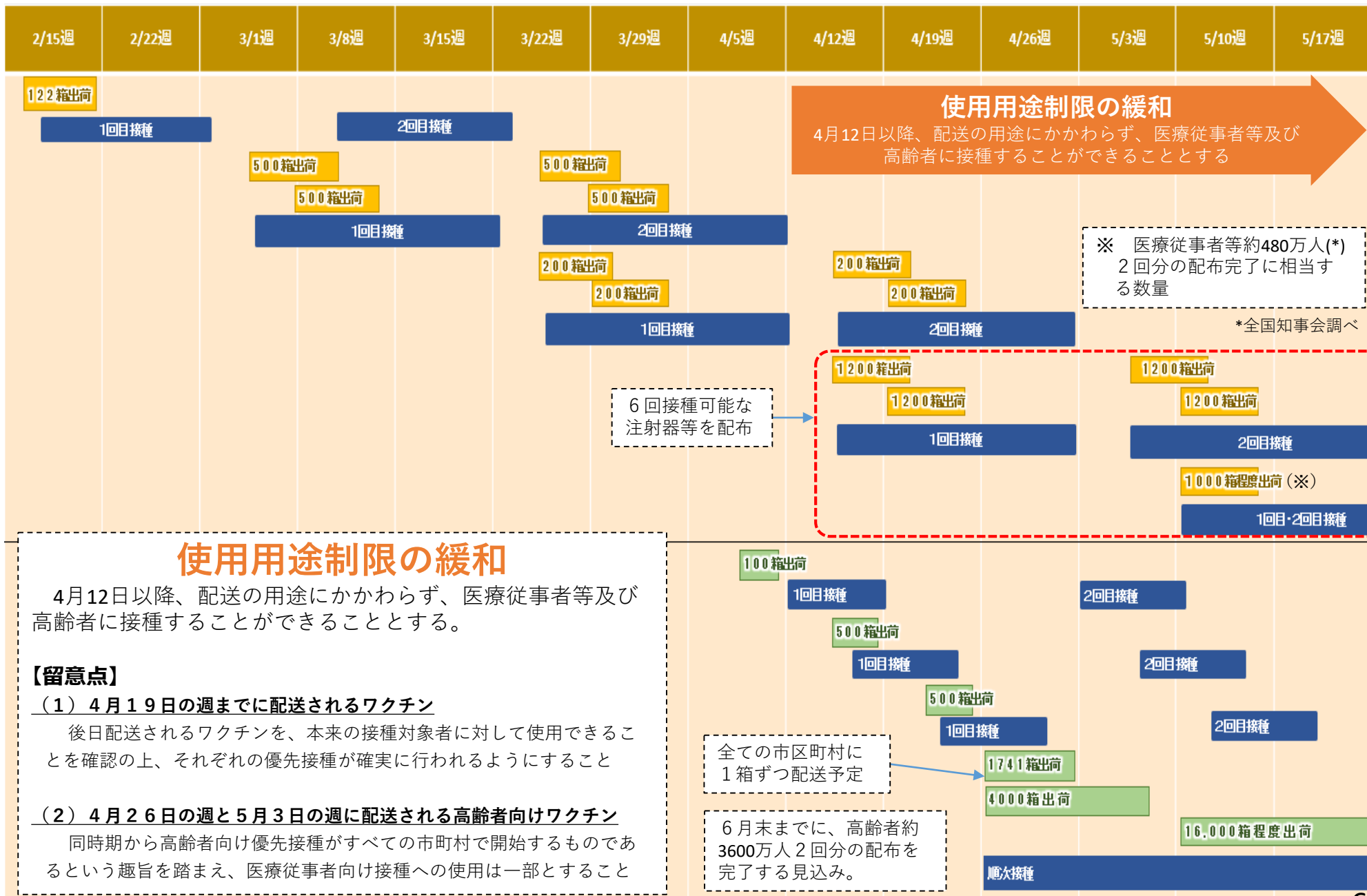
左記①イ及び②イについて、

- ・医療従事者等向けは、4月12日の週の配送
- ・高齢者向けは、4月26日の週の配送から適用予定。

その他については、既に適用済み。

小分けの運用については、①ワクチンのトレーサビリティの確保及び、②システムの設計と運用方法の不一致による混乱の回避にも留意が必要。

ワクチンの使用用途制限の緩和



使用用途制限の緩和
 4月12日以降、配送の用途にかかわらず、医療従事者等及び高齢者に接種することができることとする

※ 医療従事者等約480万人(*)
 2回分の配布完了に相当する数量

*全国知事会調べ

使用用途制限の緩和

4月12日以降、配送の用途にかかわらず、医療従事者等及び高齢者に接種することができることとする。

【留意点】

(1) 4月19日の週末までに配送されるワクチン

後日配送されるワクチンを、本来の接種対象者に対して使用できることを確認の上、それぞれの優先接種が確実に行われるようにすること

(2) 4月26日の週と5月3日の週に配送される高齢者向けワクチン

同時期から高齢者向け優先接種がすべての市町村で開始するものであるという趣旨を踏まえ、医療従事者向け接種への使用は一部とすること

全ての市区町村に1箱ずつ配送予定

6月末までに、高齢者約360万人2回分の配布を完了する見込み。

順次接種

医療従事者等向け優先接種

高齢者向け優先接種

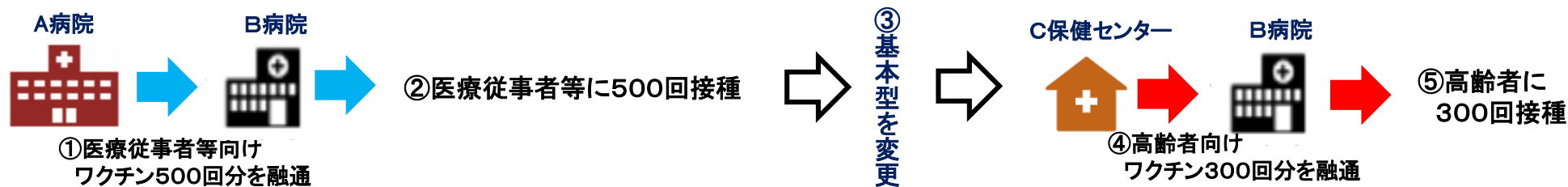
ワクチンの使用用途制限の緩和について

4月12日から、「医療従事者等向け接種」と「高齢者向けの接種」のいずれの用途となっているかにかかわらず、どちらにも接種できるとの緩和を行うことにより、医療従事者向け接種と高齢者向け接種を同時並行で進められるようにする。

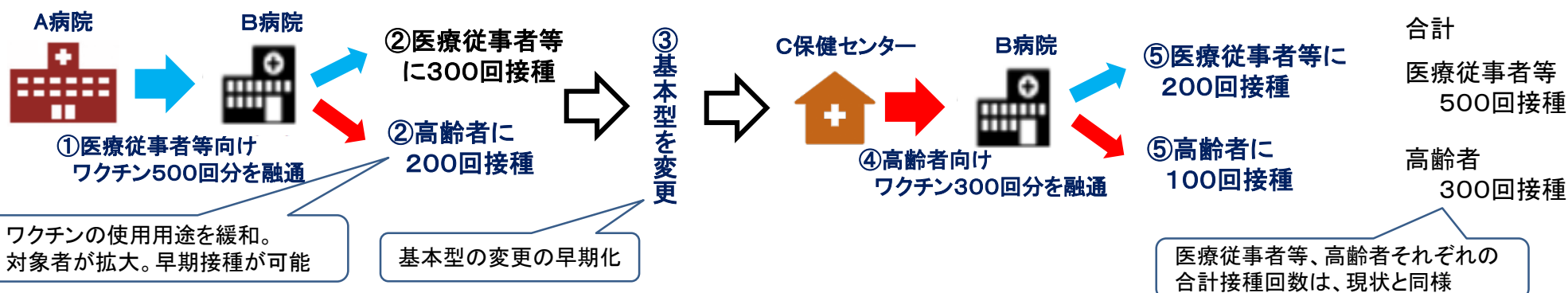
ただし、

- ① 4月19日の週末までに配送されるワクチンについては、後日配送されるワクチンを、本来の接種対象者に対して使用できることを確認の上で、それぞれの優先接種が確実に行われるようにすること。
- ② 4月26日の週と5月3日の週に配送される高齢者向けワクチンについては、同時期から高齢者向け接種をすべての市町村で開始するとの趣旨を踏まえ、医療従事者への接種は一部とすること。

【現状】医療従事者向け接種が終了しないと、分配元の基本型を変更できず、高齢者向けワクチンの融通を受けられない。

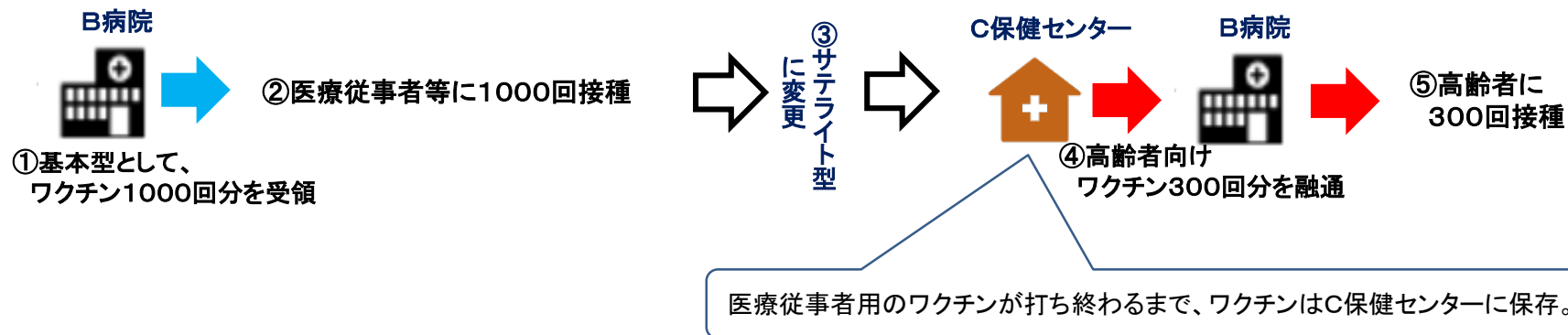


【見直し後 ①の場合】医療従事者接種が終了していなくても、分配元の基本型を変更することが可能となり、高齢者向けワクチンの融通が受けられる。

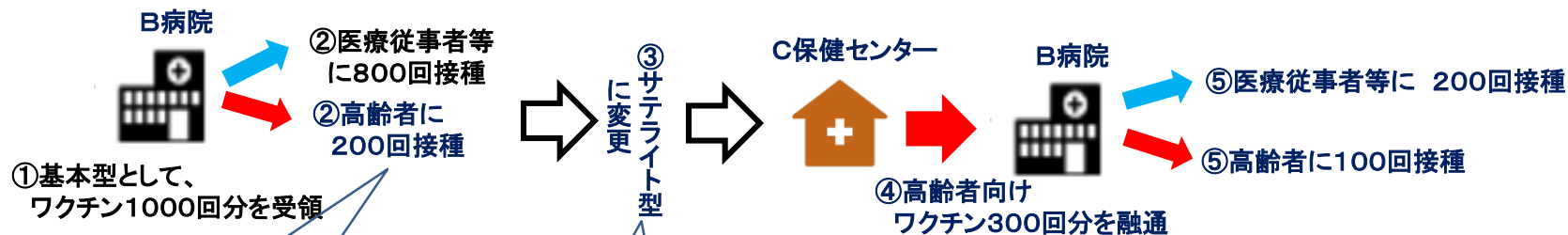


例1) 4月19日の週に、医療従事者用を基本型として1000回分、高齢者用をサテライト型として300回分受け取りたい場合

【現状】医療従事者向け接種が終了しないと、サテライト型に変更できず、高齢者向けワクチンの融通を受けられない。



【見直し後 ①の場合】医療従事者接種が終了しなくても、サテライト型に変更することが可能となり、高齢者向けワクチンの融通が受けられる。



ワクチンの使用用途を緩和。対象者が拡大。早期接種が可能

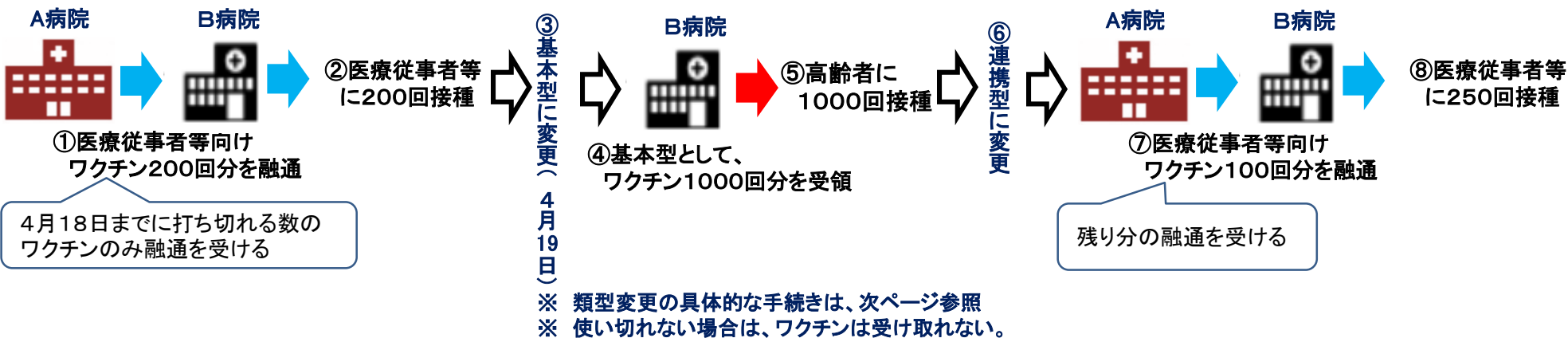
基本型の変更の早期化

合計
医療従事者等
1000回接種

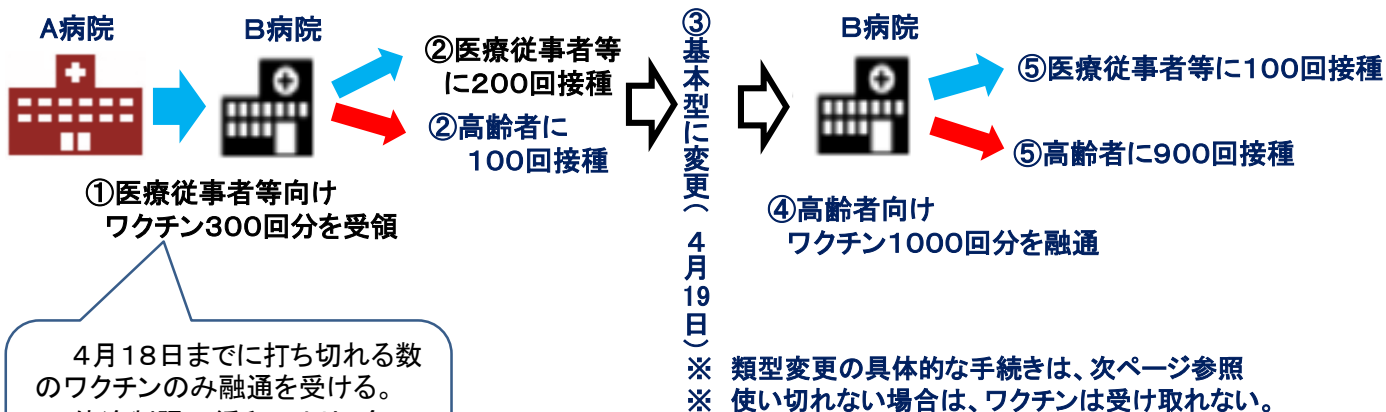
高齢者
300回接種

例2) 4月12日の週に、医療従事者用を連携型として300回分、
4月19日の週に、高齢者用を基本型として1000回分受け取りたい場合

【現状】ワクチンの用途が限定されるため、2回の施設類型変更が必要となる。



【見直し後 ①の場合】ワクチンの用途制限がの緩和により、1回の施設類型変更で対応できる可能性



合計
医療従事者等
300回接種

高齢者
1000回接種

連携型／サテライト型から基本型への変更手続きについて

1. 連携型/サテライト型Xが、基本型への変更を希望する場合、V-SYS上で変更申請を行うとともに、市町村に以下の内容を申告

- A 連携型として融通を受けたワクチンの在庫がないこと、又は在庫がなくなることが確実と見込まれる時期
- ※ Xは、基本型に移行後、再度連携型に戻れることも踏まえ、分割してワクチン融通を受けることも可能
 - ※ その場合は、分割融通されるワクチンが使い切れる時期を申告
 - 分割融通されるワクチンを少量とすることで、確実に使い切ることを担保すること
- B 基本型としてワクチン配送を希望するクール
- ※ Aの時期より後でなければならない

2. 市町村が、V-SYS上での施設類型変更申請を承認

- ※ これにより、V-SYS上、Xは連携型から基本型となり、ワクチン配送の希望を入力できることとなる。

3. 当該施設Xは、V-SYSで1(B)の基本型として配送を希望するクールでのワクチン納入希望量を登録

4. 市町村は、市町村⇒医療機関のワクチン分配の際、当該施設Xが、1Bのクールにおけるワクチン配送開始予定日までにワクチンがなくなることを確認の上、当該施設Xに対するワクチン分配量の登録を行う。

5. 当該施設Xは、ワクチンの配送を受けるまでに、在庫のワクチンを使い切る。